

第 1 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市香良洲中央公民館 2 階研修室

出席部会委員 2 野田^{の だ} 久忠^{ひさただ}・3 太田^{お お た} 義政^{よしまさ}・4 眞弓^{ま ゆ み} 純一^{すみかず}・5 赤塚^{あかつか} 薫^{かおる}
 6 青木^{あおき} 正司^{しょうじ}・7 伊藤^{いとう} 征一^{せいいち}・9 奥山^{おくやま} 正夫^{まさお}・11 後藤^{ごとう} 勝^{かつ}
 13 阪^{さか} 芳一^{よしいち}・17 牧野^{まきの} 礼吉^{れいきち}・18 増地^{ますじ} 和久^{かずひさ}・19 村治^{むらじ} 隆史^{たかし}
 23 清水^{しみず} 清^{きよし}・24 中林^{なかばやし} 長一^{ちやういち}・41 西口^{にしぐち} 正國^{まさくに}・47 田中^{たなか} 千福^{かずよし}
 以上 1 6 名

欠 席 委 員 14 清水^{しみずぶんべえ}文兵衛

出席部会員外委員 会長 野田^{の だ} 悟^{さとる}

議 長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事 務 局 職 員 飯田事務局長・草深次長・竹田主査

総 合 支 所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査
 芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議 事 録 署 名 者 4 眞弓 純一・13 阪 芳一

事 項
 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
 報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
 報告第 6 号 時効取得による所有権の移転について
 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸借権)
 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・使用貸借)
 議案第 6 号 非農地証明願について
 議案第 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定に

ついて（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	それでは第12回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は、1名で、出席委員は16名です。 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 4番眞弓 純一委員・13番阪 芳一委員よろしくお願いします。 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第6号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
事 務 局	議案書の1ページから4ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から24まで、件数は24件、合計面積66,128㎡で、その内訳は、田が63,670㎡、畑が2,458㎡でございます。 これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。 5ページから7ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 これらにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は7件、合計面積は36,049㎡でございます。 番号1の案件につきましてはあっせん等の希望が出ておりますので、地元委員さんを初め農業委員会委員さんで受け手の情報がございましたらあっせんをよろしくお願いいたします。 8ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1と2につきましては、一般個人住宅の建築、番号3につきましては、駐車場の設置でございます。 以上件数は3件、合計面積は1,276㎡でございます。 9ページから10ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1は、長屋住宅の建築、番号2、3、5、6、7、8、10、11は、建売分譲住宅、番号4は、駐車場、番号9は、一般個人住宅の建築でございます。 以上件数は11件、合計面積は4,098.61㎡でございます。 11ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。 番号1は、資材置き場、番号2と3は一般個人住宅の建設でございます。 以上件数は3件、合計面積は2,716㎡でございます。 12ページをお願いいたします。 報告第6号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、これにつきましては、昭和63年2月29日より、権利者である_____が占有する田の畔として利用しており、20年間、所有の意思をもって平穩・公然に占有することによって、取得時効が完成していると判断されるものであります。

以上件数は1件、合計面積は212㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 13ページから15ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区大里、受け人_____、面積50,619㎡、渡し人_____、面積50,619㎡、申請地 大里睦合町東豊久野番、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,133㎡ 外6筆で合計5,018㎡。

これにつきましては、渡人は農業後継者である受人へ申請地を生前部分贈与しようとするものです。

番号2、地区上野、受け人_____、面積5,257㎡、渡し人_____、面積5,257㎡、申請地 河芸町上野大道_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,112㎡ 外2筆で合計2,573㎡。

これにつきましては、渡人は、高齢による労働力不足で経営が困難になってきているため、受人が譲受け経営を拡大しようとするものです。

番号3、地区黒田、受け人_____、面積18,426.91㎡、渡し人_____、面積3,648㎡、申請地 河芸町南黒田河戸_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積115㎡ 外5筆で合計1,243㎡。

これにつきましては、_____に伴い申請地を処分する必要があることから、受人が譲受け営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区黒田、受け人_____、面積27,423㎡、渡し人_____、面積1,461㎡、申請地 河芸町高佐下之町_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,461㎡。

これにつきましては、渡人は申請地を相続したものの遠方に在住のため営農を拡大しようとする受人へ申請地を譲渡しようとするものです。

番号5、地区棕本、受け人_____、面積8,727㎡、渡し人_____、面積8,727㎡、申請地 芸濃町棕本響野_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積793㎡ 外10筆で合計5,763㎡。

これにつきましては、渡人は高齢で営農が困難なため申請地を長男である受人へ生前部分贈与しようとするものです。

番号6、地区草生、受け人_____、面積11,170㎡、渡し人_____、面積637㎡、申請地 安濃町草生岡谷_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積295㎡。

これにつきましては、受人は申請地の隣に田を所有することから、渡人よ

り申請地を譲受け営農を拡大しようとするものです。

番号7、地区村主、受け人_____、面積0㎡、渡し人_____、面積7,867㎡、申請地 安濃町今徳東端_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積2,742㎡ 外3筆で合計7,528㎡。

これにつきましては、渡人は高齢で労働力不足の為娘である受人へ申請地を生前部分贈与しようとするものです。

なお、受け人の_____より新規営農計画書が提出されております。

番号8、地区明合、受け人 _____、面積6万7千450.83㎡、渡し人 _____、面積3,681㎡、申請地 安濃町大塚久保_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,081㎡ 外1筆で合計3,081㎡。

これにつきましては、渡人は、高齢による労働力不足で経営が困難になってきているため、受人が譲受け経営を拡大しようとするものです。以上件数は8件、合計面積は 26,962㎡でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

1番、大里、私でございます。ここは昔からずっと杉やヒノキの苗を作っていて、綺麗に管理されています。生前贈与ということで、よろしく願いいたします。

それでは2番、上野。

阪 委 員

13番 阪。特に問題ないということで、確認がとれました。よろしく願いします。

議 長

3番、黒田。

阪 委 員

13番 阪。喜多委員に確認したところ、特に問題ないということで、よろしく願いします。

議 長

はい、4番、同じく黒田。

阪 委 員

13番 阪。喜多委員に確認したところ、特に問題ないということで、よろしく願いします。

議 長

5番、棕本。

牧野委員

17番 牧野です。これは、_____さんに生前贈与するということでございますが、何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長

6番、草生。

清水委員

23番 清水です。去る6日に確認をしてきました。きれいに耕作してもらってございますので、何ら問題ございません。

議 長	7 番、村主。
清水委員	2 3 番 清水です。生前部分贈与でございまして、_____さんが譲り受けるということで何ら問題ございませんので、よろしくお願いします。
議 長	8 番、明合。
中林委員	2 4 番 中林でございます。受人は_____さんでございます。譲渡人の_____は、事由どおり労力不足による営農縮小でございまして、問題点はございませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第 1 号については許可することに決定いたします。 次に、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	1 6 ページをお願いいたします。 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号 1、地区安東、申請者_____、申請地 河辺町桐山_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2 8 4 m²。 これにつきましては、申請人は営農が困難で山の際にある申請地に杉を植林し、山林として管理しようとするものです。 以上件数は 1 件、合計面積は 2 8 4 m²でございます。 農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員さん。安東。
太田委員	3 番 太田です。これは 1 2 月 5 日に現地を皆さんと一緒に確認していただきました。早々に植林をされるということで、何ら問題ございません。どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第 2 号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

17 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号 1、地区新町、受け人_____、渡し人_____、申請地 南河路備後_____番、台帳地目田、現況地目畑、面積 6 6 2 m²。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲受け、1 4 1．2 6 m²の 2 階建の歯科診療所を建築しようとするものです。

番号 2、地区明、受け人_____、渡し人_____、申請地 芸濃町中縄藤之森_____番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積 7 1 3 m²。

これにつきましては、受人は親族から借りた土地に住宅及び木工所を建てておりますが、土地明け渡しの必要が生じたため、申請地を交換により取得し建築面積 1 2 8．8 5 m²の木造 2 階建住宅を建築し残地を木材の保管場所としているものです。始末書を兼ねた理由書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

以上件数は 2 件、合計面積は 1，3 7 5 m²でございます。

いずれの案件も農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

1 番、新町。

眞弓委員

4 番 眞弓です。この案件につきましては、1 2 月 5 日、委員の皆様にも現地を確認していただきました。よろしくお願いいたします。

議 長

2 番、明。

増地委員

1 8 番 増地です。6 日に現地確認しました。隣も全部宅地になってますし、始末書も出ているので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

それでは異議なしと認め、議案第 3 号については、許可をすることに決定いたします。

次に、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

1 8 ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区大里、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 大里山室町東谷 _____番、台帳地目田、現況地目畑、面積786㎡外1筆で合計956㎡。

これにつきましては、受人は運送業を営んでいますが、現在借りている車両置き場を返還しなければならなくなったため。事務所に近い申請地を賃貸借のうえ碎石を置き11台分の車両置き場としようとするものです。

番号2、地区棕本、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 芸濃町棕本藤ノ山 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積677㎡。

これにつきましては、借り人は自動車修理業を営んでいますが、現在の車置き場が手狭なため渡人より申請地を賃貸借し修理車両の仮置き場としようとするものです。

番号3、地区明、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 芸濃町林曾武 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積730㎡外5筆で合計2,424㎡。

これにつきましては、借り人は貸し人より申請地を賃貸借し、コンビニエンスストアを建設し一部を資材置き場としようとするものです。以上件数は3件、合計面積は4,057㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

地元委員さんの意見をお聞きいたします。1番、大里。

これ先日、現地を見てきまして、何ら問題なかろうということでございますので、よろしくお願いいたします。

議 長

2番、棕本。

牧野委員

17番 牧野です。 _____の真裏の畑で、周囲には家が建っているような所で、車両置き場に借りたいということでございました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

3番、明。

増地委員

18番 増地です。これは _____の跡地で、裏の畑も貸借し、自治会の承認も得ていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可することに決定をいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

19ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区棕本、借り人____、貸し人____、申請地 芸濃町棕本大石____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積310㎡。

これにつきましては、借り人は父である貸し人より申請地を使用貸借し、建築面積58.42㎡の一般住宅と36.69㎡の車庫を建築しようとするものです。

以上件数は1件、合計面積は310㎡でございます。農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

1番、棕本。

牧野委員

17番 牧野です。これは____さんが帰ってきて、家を建てるということでございます。____に隣接する畑で、下水道も整備され、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第6号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

20ページから21ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区棕本・明、願出者____、申請地 芸濃町棕本新横山____番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積750㎡外29筆で、合計16,523㎡。

これにつきましては、出願者は昭和35年頃より申請地で____を始め、昭和55年頃まで規模拡大をしていったもので、現在は____を取り壊し、コンクリートの基礎が残っています。

昭和63年5月18日に国土地理院が撮影した空中写真撮影記録証明書が添付されており、これら物件が確認されますことから、20年が経過していると確認されます。

津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規程により建物若しくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号 2、地区安濃、出願者____、申請地 安濃町安濃聖り____番、
台帳地目畑、現況地目宅地、面積 4 2 3 ㎡。

これにつきましては、出願者は昭和 2 9 年に木造の納屋を建築し、昭和
5 1 年に鉄骨造の納屋を建築したもので、昭和 6 3 年 5 月 2 7 日に国土地理
院が撮影した空中写真撮影記録証明書が添付されており、これら物件が確認
されますことから、2 0 年が経過していると確認されます。

津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第 3 条第 1 項第 2 号の規程により
建物若しくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され
2 0 年以上経過している要件に該当しております。

以上件数は 2 件、合計面積は 1 万 6, 9 4 6 ㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。1 番、椋本。

牧野委員 1 7 番 牧野です。6 日に部会長さん始め皆さんに立ち会いをしていただき
ました。ここに書いてありますように、昭和 3 5 年頃に名古屋から引っ越し
てみえました。場所は____の真西で、現在は高齢で____の経営が困
難となったため、____は取り壊されており、農地への復元もできません
ので、よろしくお願いいたします。

議 長 2 番、安濃。

中林委員 2 4 番 中林。昭和 2 9 年に納屋を建築し、その後鉄骨の納屋も建築され、
既に宅地化しておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかが
でございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第 6 号については、証明することに決定い
たします。

次に、議案第 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事
務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 2 2 ページをお願いします。

議案第 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、でござい
ます。

番号 1、地区 高茶屋、相続人____、被相続人____、相続日 平
成 2 4 年 1 月 2 9 日、特例適用対象農地 高茶屋小森町丸田____番、台
帳地目・現況地目とも田、面積 9 8 8 ㎡外 4 筆で合計面積 6, 0 1 8 ㎡。

これにつきましては、相続税の納税猶予を受けるための適格者証明の発行
を受けようとするものでございまして、現に耕作を行っていることが確認さ
れ、今後も引き続き営農を行うとしておりますので、適格であると判断され
ます。

以上件数は1件、合計面積は6, 018㎡でございます。
以上で説明を終わりますご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 高茶屋、1番。

奥山委員 9番 奥山です。先日現地を見させてもらいましたが、いずれの田もきちんと耕作されておりましたので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、第7号議案については、証明することに決定いたします。

それでは、次に、別紙でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。表紙を1枚めくっていただきたいと思います。

まず、各地区別に、一番下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ279, 737㎡で、畑の賃貸借と使用貸借合わせ2, 642㎡で、件数は113件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ34, 966㎡で、件数は18件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ

206, 258. 65㎡で、畑の賃貸借が3, 560㎡で、件数は55件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ22, 243㎡で、件数は5件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借が16, 825㎡で、件数は9件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて560, 029. 65㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて6, 202㎡で、総合計は200件566, 231. 65㎡となっております。

認定農業者への集積状況は、105件で378, 139. 65㎡となっております。

なお、内訳は、計画の概要のとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。

それでは、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。これで第12回第1農地部会を終了いたします。

午前10時50分

上記は、第12回第1農地部会の議事を録したものである。

平成24年12月14日

議 長

出席委員

出席委員